平成２４年（行ウ）第１１号公金支出差止請求事件

原　告　　かわさき市民オンブズマン

被　告　　川崎市上下水道事業管理者

参加人　　神奈川県内広域水道企業団

意見陳述（要旨）

２０１３（平成２５）年５月８日

横浜地方裁判所第１民事部合議Ｄ係　御中

原告訴訟代理人　弁護士　穂積　匡史

原告ら準備書面(7)の陳述に当たり、その要旨について次のとおり意見陳述をいたします。

１　事の発端は、川崎市が、貴重な自己水源を潰してまで、企業団からの受水を拡大しようとしたことにある[1]。

「地産地消」が時代の趨勢である中[2]、なぜこれに逆行するのか。しかも、自己水源のほうが低コストかつ低リスクであるのに、わざわざ高コスト[3]かつ高リスク[4]な企業団受水を増やすのだという。

1　川崎市水道事業の再構築計画（甲 1、丙 19）

2　地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年 12 月 3 日法律第 67 号）は、「地産地消」の促進を法目的の一つに掲げている。

3　自己水源（生田浄水場）の単価が 36.8 円/㎥であるのに対して、企業団の単価は 119.0 円/㎥である（甲 1 の 2 頁）

4　企業団は、酒匂川から西長沢浄水場までの 50km を導水するにあたり、神縄・

何ゆえ、このように不条理な政策を、川崎市は採用せねばならないのか。川崎市民にとって当然の疑問である。

2　そのカラクリは、企業団の料金体系にあった。

川崎市は、たとえ不要であっても、企業団から毎日 505,600 ㎥の基本水量を割り当てられ、これに対し 1 ㎥当たり 40.5 円（税別）の「基本料金」を支払わなければならないとされていた（丙 22、丙 24）。その金額たるや、年間 78 億円に達する。

不条理の根底には、この使うと使うまいとに関わりなく支払わされる年 78 億円の基本料金から逃れられないならば、自己水源を潰してでも企業団の水を使う方がまだまし、という判断があったのである。

3　しかし、この料金制度（一自治体に自己水源を潰させるほどの重い負担を課す料金制度）は、法的に許容されるのであろうか？

そもそも、水道事業が公益事業である以上、いかなる料金設定も自由などということはあり得ない。

地方公営企業法 21 条及び水道法 14 条は、水道料金について、①原価が能率的な経営の下で適正に算定されたものであること、並びに、②かかる原価の配分が適正・平等・公平であること、を要求している（準備書面(7)の 5～7 頁）。言い換えれば、①本来原価に含ませるべきでないコストを原価に含ませてはならないし、②原価の負担が特定の者に偏り不平等を生じさせてもいけない、のである。

国府津－松田活断層を横断している。この断層は、文部科学省の地震調査研究推進本部地震調査委員会による 2009 年 6 月 22 日の報告によれば、「今後 30 年の間に地震が発生する可能性が、我が国の主な活断層の中では高いグループに属することになる」とされている。
http://www.jishin.go.jp/main/chousa/09jun_kannawa/index.htm

(1)　まず原価の算定について。

上記「基本料金」の内訳（原価）を見ると、その大半は、宮ケ瀬ダム及び相模大堰の建設（相模川水系建設事業第１期）によって生じた負債（企業債）の償還金である。しかし、建設当初から現在に至るまで、神奈川県内では、宮ケ瀬ダム１個分以上の水が余っている（準備書面(7)の 1～2 頁、同 12 頁）。つまり、宮ケ瀬ダムによって新たに開発された日量 130 万トンの水は、最初から最後まで「ムダ」に終わっている。そのような「ムダ」が生む膨大なコストを原価に含ませることで水道料金に転嫁し、市民から徴収するのは、公益事業の原価として適正とはいえない。

ムダな事業が生んだコストは、その生みの親が責任をもって負担すべきものである。そして、宮ケ瀬ダム及び相模大堰の建設を中心となって要求、推進したのは、企業団のうち川崎市を除く３構成団体（神奈川県、横浜市、横須賀市）だったのである（準備書面(7)の 10 頁）。したがって、これら３構成団体が中心となって、一般会計から費用を拠出して負債を清算すべきである。それは法的に可能であるばかりか、現実にも行われている（準備書面(7)の 12～14 頁）。さらには、他県でも行われていることである[5]。

(2)　次に、原価配分の不平等について。

川崎市を除く３構成団体（神奈川県、横浜市、横須賀市）は、先に述べた宮ケ瀬ダム関連の膨大な費用を川崎市にも負担させる理屈として、「統一料金」という概念を編み出した。つまり、企業団の創設事業である三保ダムと、その後につくられたムダな宮ケ瀬ダムの経費とを一緒くたに「統一」してしまうこと

---

[5]　2013 年 2 月 15 日付け中國新聞の報道によれば、山口県は、弥栄ダムに関して同様の問題を起こした企業局に対し、一般会計から 155 億円を拠出したうえで債権放棄をして、企業局の債務を解消している。
http://www.chugoku-np.co.jp/News/Tn201302150039.html

によって、川崎市に後者の膨大な経費を負担してもらおうというのであった。

ところが、川崎市を除く３構成団体（神奈川県、横浜市、横須賀市）は、かかる「統一」とは裏腹に、「統一外」の寒川事業という枠組みを設けて、そこでは川崎市を蚊帳の外に置いて、安いコストを享受している。そのコスト差たるや、統一料金の下での基本料金が 40.5 円/㎥であるのに対し、寒川事業では 22.3 円/㎥に留まっている（丙 24）。

川崎市には「統一料金」でコストを押し付け、自分たちは「寒川事業」でメリットを享受しているのである。許されざるダブル・スタンダードである。

しかも、寒川事業は本来、水余りを受けて相模川水系第 2 期事業が凍結されたことから、その代替として実施されている事業である（準備書面(7)の 15 頁）。したがって、川崎市だけを除け者にする道理はない。実際、今後は寒川事業も統一料金に組み込むことが計画されているというのであるから（丙 2 の 31 頁）、寒川事業を統一料金から除外する道理が立たないことは、もはや争いがないといえる。

(3)　このように、①原価の算定の面からも、そして②原価の配分の面からも、本件料金制度は適正を欠き、違法である（地公企法 21 条、水道法 14 条）。

４　公益事業の広域化が全国的に推し進められる中、広域事業の内部関係において、構成団体同士の利害が対立する場合が生じるのは当然である。その場合に、一部の団体が多数派を構成して自己に有利なルールをつくり、少数団体に累を及ぼすという事態が生じることは、容易に想像できることである。本件はまさにそうであった。

しかし、かかる事態は、少数団体に所属する住民に不当に重い負担を課すことになるから、法の下の平等に反することは明白である。しかも、当該少数団体の所属住民は、これを直接是正する手段を持たない。したがって、住民訴訟

によって是正すべき必要性が高い。

本件では、統一料金制度を採用するか否かについて、その利害関係は、川崎市ｖｓその余の３団体という１対３の構図が当初から固定されていた。川崎市は文字どおり多数の横暴によって押し切られ、毎年 70 億円を超す膨大な基本料金の負担を強いられることとなったのである。（以上につき、準備書面(7)の17～20 頁）

しかし、川崎市民は、自ら直接に企業団の内部関係を是正する手段を持たない。本住民訴訟が最後の望みなのである。

５　以上のような企業団の違法な料金体系と、これが川崎市に強制され続けてきた経緯、並びに、川崎市及び川崎市民が被っている不利益の大きさ[6]、そして本住民訴訟に拠らなければこれを是正し得ないという事情に鑑みれば、本件基本料金の定めは無効とすべきである。

よって、本訴請求は認容されるべきである。

以上

[6] 基本料金の年間 70 億円超という金額の大きさももちろんであるが、自己水源を潰す事態が将来世代へ負の遺産を残すという意味においても、川崎市及び市民の不利益は甚大である。